

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	水没予定地内除草委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 栗 原 太 郎 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3 3 1 7
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 0 月 6 日
契約の相手方の氏名及び住所	五木村長 木下 丈二
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 9 7 9 , 0 0 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 契約団体名：五木村

2. 業務の名称：水没予定地内除草委託

3. 契 約 理 由：

本作業は水没予定地（久領地区、下手地区）において、水没予定地内における安全利用のための適切な維持管理、久領土捨場及び下手盛土箇所の法面保全や土砂流出の有無、円滑な河川巡視の実現や良好な河川環境の保持等を目的とした除草を実施するものである。

本作業区間と近接している水没予定地のうち池ノ鶴、久領地区は多目的広場（五木源パーク）として、また下手地区はキャンプ場等（溪流ヴィラ ITSUKI）として、五木村が占有し維持管理を行っているため、当該地区の除草作業等を同じ五木村に委託することにより、除草時期の整合を図ることが出来、河川区域内の清掃や地域行事を一体的に実施出来るなど、効率的で効果的な管理が可能となる。

また、実作業を行う地域住民の河川に対する関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や、愛護、美化思想の普及等も期待されるなど、地域と一体となった河川管理等の実現に寄与するものであり、地域行事の継続など、五木村の生活再建にも寄与するものである。

契約内容については、事前に相手方と協議して同意を得ているところであり、河川法第 99 条の規定を根拠法令とし、本業務を五木村に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項、並びに予決令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

川辺川ダム砂防事務所
工務課長